

放射性同位元素等規制法の手続における字形の標準化について

行政事務標準文字の導入※¹に伴い、放射性同位元素等規制法の諸手続における氏名等の文字※²を標準化※³します。

※¹：平成 25 年 6 月 14 日の閣議決定「世界最先端 IT 国家創造宣言」を基にデジタル庁が主体となり行っている取組

※²：事業者や個人の皆様から原子力規制委員会に対し提出いただく全ての申請・届出及び報告のほか、原子力規制委員会が発行する許可証、免状等における全ての文字

※³：全国の自治体の戸籍システム等で使われていた漢字のうち、形状のデザイン差があるものの同じ漢字として認識される文字を同じ文字であるとして定めて整理した文字（詳しくは「<https://moji.or.jp/mojikiban/>」を参照）を文字包摂ガイドラインに沿って活用

文字の標準化による同一文字として扱う際の認識要素

①デザイン差による文字包摂（※）の例

（※）文字包摂：デザインが異なっても、「同じ文字」として判断し、扱うこと

像 ▶ 像：文字構成要素の大きさの違い
則 ▶ 則：文字構成要素内の画の長さの違い
齊 ▶ 齊：文字構成要素内の曲げ止めと曲げ跳ねの違い
浩 ▶ 浩：文字構成要素内の画と画の接触、非接触の違い

右側の文字に包摂

②フォントが変わることによる細部の変更

珍 ▶ 珍

フォント変更により、止め、跳ね及び払いの変更が生じる場合については同じ漢字として扱う

※字形に違いがあっても字体が同じである場合は同一とされるが、字体が異なる場合は同一とされない

（例 1）学、学、学、學、学、学、学 → 同一

（例 2）学、學 → 異なる字体のため同一としない

お問合せ＜平日9:30～18:15（土日祝日、年末年始を除く）＞

原子力規制庁 長官官房放射線防護グループ 放射線規制部門



・放線障害防止に係る手続に関すること

・特定放射性同位元素の防護措置及び放射線源登録に関すること

・放射線取扱主任者免状に関すること

：03-5114-2155（審査検査担当）

：03-5114-2260（セキュリティ担当）

：03-5114-2100（放射線取扱主任者免状担当）